

武蔵野市建築審査会の傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市建築審査会条例施行規則（平成8年3月武蔵野市規則第19号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、武蔵野市建築審査会条例（平成7年12月武蔵野市条例第39号。以下「条例」という。）第7条及び規則第4条に規定する会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定数等)

第2条 傍聴人の定数は、15人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定数を超えて傍聴させることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会場入口にて傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第3条 傍聴人は、指定された傍聴席以外に入ることにはできない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 拡声器、プラカード、垂れ幕、たすき、ゼッケン等会議を傍聴するにあたって必要ないと認められる物を携帯し、又は着用している者。
- (4) 録音機器、撮影機器等を携帯している者。ただし、事前に委員長の許可を得た場合を除く。
- (5) その他、委員長が会議を妨害するおそれがあると認められる者。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、規則第4条に定めるもののほか、会場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 携帯電話その他通信機器を使用しないこと。
- (3) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会議を傍聴するにあたっては、傍聴人証を着用するものとする。

(議長への報告)

第6条 会議を傍聴しようとする者があるときは、幹事及び書記は、速やかに議長に報告しなけれ

ばならない。

(傍聴人への資料配布)

第7条 傍聴人には、会議次第その他議長が必要と認めた資料を配布することができる。

(傍聴人の退場)

第8条 条例第7条第1項の規定により、議長が会議の非公開を決定したときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(違反者の措置)

第9条 規則第4条第2項の規定により退場させられた者は、当日再び会議を傍聴することができない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

付 則

この要領は、平成30年11月6日から施行する。